

郷土の歴史

発行所：岸和田市岸城町30-20
TEL(0724)31-0720 河合治三男

和泉郷土史研究会発行
昭和56年9月15日

編集部：岸和田市加守町4丁目22-36
TEL(0724)43-0297 井手勲

第 46 号

第一一八回例会

Ⅱ かいづか山荘 Ⅱ

七月二十六日(日)。岸和田駅集合。夏場の最も暑い時期で、例年涼を求めて、会員相互の親睦を兼ねての研修会を催しており、今回は、岡野氏のお世話で勤労者憩の家「かいづか山荘」に於て会合を持った。午前中は山荘の研修室で会員の井手氏に「仏像について」三田氏の「墓制について」のお話しを承った。午後は会員の親睦、スライド、と会員思い思いに時を過ごした。当日のお話しの内容をまとめて頂きましたのでご紹介致します。

変った墓の制度 (1)

同人 三田 弘

通称、私達がハカと呼びハカと考えているものはどんなものかと云いますと、亡くなった人の遺骸または遺骨を埋めた上に墓石を建て埋葬した故人の霊を供養して拜む所なのです。

ところが、そうしたハカではなく、ところによつては、遺骸を埋めた上に墓石を建てず、埋葬した場所から離れた土地、つまり遺骸を埋葬してない場所に墓石を建

てて礼拝供養する習俗のところがあります。

このように、一人の故人に対して、遺骸を埋葬する「埋め墓」といふ場所と、その場所から離れた場所に墓石を建てる「詣り墓」といふ場所の、二か所の墓をつくることを「両墓制」と云います。

しかし両墓制という名称は、墓を研究する人達の間で用いられている学術用語であつて、このよりの墓の制度を習俗として集落の人達が名付けた呼称ではありませんから、其処の集落の人達は両墓制という名称を知らないのが普通なのです。それでは其処の人達は、この墓の制度のことをなんと云つてゐるでしょうか。

泉南郡岬町淡輪畑では、大人では昭和四十五年十月に亡なつた老婦、子供では昭和四十八年三月に八才の子供を埋葬したのを最後として、以後土葬から火葬に葬法を変更、火葬骨を墓石の下に納骨することになり、埋め墓は使用しなくなつて旧態の両墓制の習俗はなくなりましたが、それまでは寺の後方の谷間に遺体を埋葬する「埋め墓」があり、寺の境内に墓石を建てる「詣り墓」がありました。この集落の人達は、この墓の制度を、つまり両墓制を、「お墓が二つある」といふ現わし方をし

ています。

この淡輪畑のように、お墓が二つあると云つてゐる言葉の裏に、遺骸を埋める墓と霊魂を供養する墓とが別々にあつて二つあると云つてゐる場合には、学問上で云うところの両墓制なのですが、只単に言葉通りの墓が二つあると云うだけでは、両墓制でない場合があります。たとへば、共同墓地にも墓石を建てた墓があり且那寺の境内にも墓石を建てた墓がある家があります。この場合は墓地は二つあるけれども、たとえ共同墓地の方だけに遺体を埋葬し寺の方は遺骸のない純粹の供養墓であつたとしても、共同墓地にも墓石という礼拝対象の供養碑を建ててゐるので、両方に墓石を建ててゐる場合は両墓制とは云いません。また、和泉市和気のように、大人が亡なれば大人墓地、子供が亡なれば大人墓地に埋葬しないで子供専用のコバカに埋葬するといふ墓制度を施行してゐる集落がありますが、大人墓地は埋葬した上に墓石を建て、子供墓も埋葬した上に墓石を建ててゐますから、この場合も大人墓と子供墓の二つの墓地はあるけれども、両墓制とは云いません。

両墓制というのには、遺骸を埋める所の墓地は埋めるだけが役目で

水野先生
大勢で押しかけお田舎
奥様によろしくお伝え下さいませ
お墓が二つある
お墓が二つあるから
お墓が二つあるから

あつて、その場所には永く詣ることとはせず、普通一般では四十九日か百日までで、泉南市楠畑などでは葬式の翌日に詣るだけで以後その墓地には行きませんでした。永くても二・三年が普通で、その埋葬場所が七年もすると権利を失い新しい埋葬者に使はれても至し方がないのが一般の仕来りです。だからその埋葬場所には、永く故人の供養をするための墓石は建てる事が出来ません。

日本におけるこのような墓制が外国人の目に異様なものとして写つたのでしより、幕末の嘉永時代に、日米和親条約 通称下田条約といわれている条約を結ぶ為にアメリカから派遣されてきたペリーの通訳者S.W.ウイリアムスが、当時小漁村であつた横浜でこの墓制を見聞し、彼の日記「ペリー遠征随行記」の嘉永七年三月二十五日の条に書き誌してあります。

日本人が両墓制に注目しだしたのは大正時代からだと云はれています。雑誌「民俗と歴史」の大正八年九月に武田勝造氏の「対島木坂地方の産小屋と輪墓」。大正九年七月に森本樵作氏の「紀伊見聞七則」。大正十年三月に田村吉永氏の「ラントウバの事」。雑誌「社会史研究」の大正十二年七月に高橋桂香氏の「墓地以外に屍を

葬る風習」などがあります。これ等の本は貴重品で、容易に私の手許に入りませんのでその内容については判りませんが、内容は見聞採集の報告文のようであるそりで、その後この両墓制を学問的に解明したのが、昭和四年六月「人類学雑誌」に発表された柳田国男翁の「葬制の沿革について」であるとされています。

「両墓制」という文字が、二つの墓の墓制度の名称として始めて活字になつたのは、昭和十一年三月の「山村生活第二回報告書」のなかに掲載された大間知篤三氏の「両墓制の資料」からです。氏はこの墓制度には埋め墓と詣り墓とが二つあるということから、つまり遺骸を埋めるだけの役目と靈魂の供養だけの役目の、それぞれが役目違いの二つの墓地が両方にあるという意で「両墓制」と名付けたのです。その後この様式の墓を調査研究される人々が、この名称を用いたので、両墓制という学術用語が普及したのであると云はれています。

以来、両墓制については数多くの人達が調査され研究されています。最上考敬氏もその一人で、その著書「詣り墓」は有名です。その最上氏の「詣り墓」に所収されるある両墓制の分布図を見ますと

日本の中央部である近畿地方には両墓制を施行している所が多く濃密です。次いで中部地方から関東地方にかけての地域と、中国地方の山陰方面と瀬戸内海や島と、四国地方の東部に両墓制を施行している所がかなり多いことが判ります。東北地方や九州地方では極く僅かです。

このような分布状況から見ても、むかしは国の文化の中心であつた近畿地方から両墓制が発生し、その風習が次第に東と西へと普及し広がつていったのだということが判ります。

近畿地方が発生地でありそれだから両墓制が多いので、泉州地方に両墓制を施行している集落が沢山あつても不思議ではありません。このような両墓制の習俗に不審を覚えたり関心を抱く人が少ないのか、泉州地方の両墓制については「横山村の民俗」と「大阪府の葬送墓制」のなかに、ごく僅かの記載があるだけで、ほとんどの集落は調査されていないというのが現状だと思ひます。

第一一九回例会

泉南市岡田地区

土丸谷 常 男

八月二十三日 午前九時四十分
岡田駅集合廿六名、薄雲の好天に恵まれて駅下り西信達小学校隣の明覚寺を訪問する

明覚寺は真宗西本願寺派竜雲山無量院と号し住職は第二十一代水野円暢師、保育所も寺内に併設経営されており、本山の役員もされ大変多忙のようで、ご不在であつたが、明覚寺縁起、女人成仏証拠之御名号縁起などを借覧して勉強することが出来た

明覚寺はもととは真言宗の寺で、正願寺と号していた、永禄三年(一五六〇)四月僧立法によつて開創されたが、天正五年(一五七七)二月二十二日根来合戦のとき織田方の軍勢の焼打にあい焼失した。

翌天正六年(一五七八)寺院は再建されたが、改宗して真宗、寺名も明覚寺、開基は法西、もとは水野下総守信重と云い織田方の侍大将で、幾多の合戦に戦功を樹てた勇士であつたが、骨肉相喰み仏を滅し権謀術数栄枯盛衰、交転極りなく、武士としての悪業の行末に味気なさを心に痛感して本願寺第九代実如上人に帰衣して僧となり、法西の号を授かり修行し明覚



寺の住職として民衆を教化し布教に一生を捧げ、天正十二年四月一日遷化した、時に年七十九歳、法名本開院法西師

安永九年(一七八〇)十二月二日明覚寺は祝融の災に罹り再び本堂庫裡 法物等 を焼失し、永く仮本堂の小庵であつたが、五十六年後の天保七年(一八三六)に現在地(泉南市岡田六五七)へ本堂を再建し、嘉永四年(一八五二)庫裡を再建したが、現在の庫裡建物は昭和五十二年(一九七七)の再建である

境内三一〇坪、本堂、庫裡、檀楼 太鼓堂 茶所 長屋 土蔵 門がある

次は北方にある岡田五七〇の安楽寺を訪れた、こゝも真宗西本願寺末、万治三年(一六六〇)十二月僧西善の開創、境内三二六坪、本堂 庫裡 鐘楼 長屋 門がある

安楽寺の系図記録によれば、当寺開基了西は和泉守正遠の末孫岡田六郎兵衛友治の一子六郎左衛門友信、応仁年間の頃、乱世の世を好まず剃髪染衣の姿となり念仏修行の身となつていたが、或時当国海生寺村(嘉祥寺村)了真や紀伊国南郷の権之守等の念仏行者が集会したときの二人の話を聞いて、蓮如上人の教えを受けたくな

り、其頃上人は堺に逗留していたので二人と同道堺へ行き、御教化を蒙り弟子となり法名了西と授けられ、六字の妙号御染筆を授けたり、或時蓮如上人は其方国元へ帰り真宗念仏を勤めよと仰られたが、御側にて御給仕申上げて居たいと御願いした処蓮如上人は御自西御自讚の御寿画を御染筆あそばし此絵を其方へ檀る間、我に給仕の思をなし国元へ帰り行き化益致せよと仰られたので有難く頂戴仕り、本国に帰り直ちに仕へ奉る思をなして大切に安置した、当国法儀繁昌は偏へに此御絵像の御高德である大永七年(一五二七)八月廿七日八十七歳で目出度往生遂げられた

了西の子 和田彦八と申す者有髪し教恩院殿実如上人様へ御給仕実如上人山科にて不意御難の出来た折、身命を惜まず御忠勤申上げたので、山科御建立の御文庫頂戴仕り、藤八の子に権之介と申すは郡北上人に御身方申し石山御法難の節 紀州鷲森にて打死致し郡北上人様より法名御衣を下され権之介の弟出家して法名西谷と称し当山寺務相統申された、という記事を記している

系図によると
開基 了西 は俗性和田和泉守正遠末孫 岡田六郎左衛門友信
大永七丁亥八月廿七日寂

友信の子
和田 藤八 法名 善西
藤八の子
権之介 法名 了善

第二代 西 善治郎
第三代 善通法師
第四代 了西 師
第六代 了順 師

第十五世 住職 義隆
妻 すみ江

長男 義宣 明治三十九年生
次男 義幸 明治四十一年
長女 文子 明治四十四年
次女 綾子 大正五年一月
三女 数子 大正
三男 義雄 大正

第十六世 住職 義宣
妻 秀子 昭和七年三月
入嫁ス

以上簡略に記した
安楽寺には、明治初期の人員帳も一部あつた、これは明治七年十二月に作製した人員帳で、これを筆写したのが明治七年の戸籍簿である壬申戸籍といわれる明治五年に作られた戸籍ではない、壬申戸籍は明治七年中まで公簿として用いられたが廃せられ、明治八年からこの人員帳を写し書したものが戸籍簿として用いられ人員帳は各家庭へ渡してあつた、表紙も附けられていた。家庭内に出生、死亡、

養子縁組 婚姻 離婚などのあつたときは、これを持つて村役場へ行き届出、この人員帳にも記入して貰つていた、この制度は明治十九年秋まで続いた、この人員帳は今も残つている家は極めて稀にしかない貴重な民俗資料である
この人員帳は和泉国第三大区四小区七番組日根郡岡田村第貳百五十式番屋敷大家平与茂氏一家の人員帳で、氏神信達神社、寺は真宗安楽寺 平与茂さんは明治廿一年六月十四日病死、とこの人員帳に村役場で記入している、明治十九年十一月から村役場の戸籍簿は野線区画した新様式の戸籍に改まつているが、家庭の記録の爲めこの人員帳に戸籍係が記入してくれたのであろう

家族は妻いの、次男浅吉、養女たね、妻よ志、長男平蔵、その他六人が記載されている。
次は安楽寺前を浜へ下つて行く

と左側にある湊佐治平家を訪れた江戸期の豪家の面影をいまだに保つている湊家には、明治期に於ける有名画家の書画骨董類も多数所蔵しておられ、いま床の間には岡田半江 襖や屏風には日根対山の画が見られた。日根対山の先祖は和泉国日根郡日根野村中筋に居城のあつた日根野城の城主日根野盛治の末裔で 江戸期には日根郡中庄

湊村に移り代々村役人をしていた日根又左衛門家で、対山の母はこの湊家の出である、内庭、奥座敷倉庫などをゆつくりと拝見させて戴いた。

湊家の遠祖は根来の残党と伝えられ、湊佐治右衛門の弟治郎吉は寛永二年に分家して佐治兵衛と改名、商業を営み八代までは代々佐治兵衛を襲名、明治維新後からの当主は佐治平を名乗っている。

三代目佐治兵衛の代には諸色問屋兼海運業を営み千石船で諸国と取引する傍、牧野村を開拓して佐田新田を造成した、この当時船の船頭をしていた人達に、湊の姓を名乗らした、現在岡田で同姓の湊の姓の家はみな船頭だった人達の子孫である。

四代目佐治兵衛の三女は日根又左衛門家に嫁し日根対山を産んだ日根対山は文化十年(一八一三)生、明治二年(一八六九)三月十三日歿、五十七歳、京都黒谷の紫雲山金戒光明寺の墓地に墓あり、妻千賀子の墓は泉佐野市中庄湊墓地にあり青石の自然石へ、千賀子墓と大書し左側へ明治廿七年六月四日歿としてある、高さ七二cm、私は中庄村の明治五年と明治十年編製の二つの戸籍簿を調べたことはあるが、千賀子の記載はなかつた。

昭和四十五年には泉佐野市教育委員会発行の本、日根対山には筆者冠豊一氏は「対山の母については、わたくしはまだその名すら詳らかにしない。大光寺の墓碑に刻まれた法号の下にみえる「藤原氏」はおそらくその里方の姓であろうか、、、、と推定し、対山略年譜では、母藤原氏としているが、対山の母は、四代目湊佐治兵衛家から嫁してきたとは誰も知らなかつた。

湊家の後側の駅下り道の西光寺にお邪魔する、西光寺も真宗西本願寺派日根山岡田院と号しているもとは真言宗の寺であつた。

天満の藤本右衛門尉元信という人は本願寺の頭如上人に帰依し了敬という法号をもらい当寺に入つて真宗に転じ、寺名も今の名に改めた、境内は四九八坪、本堂、庫裏、玄関、茶所、長屋、鐘楼、土蔵、門、あり

西光寺には「泉州日根郡岡田浦西光寺」「鐘楼写」の古文書を蔵し、借覧したが文意難解の為お手場、省略する

玉田衛(まもる)家は西光寺の南方、岡田七〇六にあり、玉田家は中世より岡田村の庄司を勤め、江戸期には庄屋格、明治には聯合戸長、村長、大正時代には実業界に入り会社を創立し重役となるな

ど、岡田では一番古く名の出た豪家、豪華な庭園、座敷、立派な金屏風その他の調度品の数々を、快よく見せて戴いた

最後は岡田郵便局長をしている赤路英治郎家を訪れた、赤路家はおも根来代官をしていたが、根来没落後、太閤秀吉に仕え朝鮮出兵して、大坂落城のとき岡田へ遁れてきて住みつき商人となり代々六兵衛を名乗り、五百石積の船で物品を売買した、延享五年(一七四八)五十一歳の当主六兵衛重政は「売買軍談記」という商売秘決を

書留めている
これは南海電車内の広告に、仏壇のシメノが「泉州のひとびと」と題する偉人紹介シリーズをのせているが、それに「売買軍談記の著者赤路六兵衛重政」と題して紹介されている。それによると「広島は大豆がよくさばけ、尾道は雑穀が何でもよく売れる」「どこの国でも枳、秤を吟味せよ、同じ京枳でも違いがあり、筑前の枳は京枳より二、三步ほそし」など心得書をしている

赤路家に船籠筒がある、高さ二尺、横三尺、船手形、諸帳簿を入れる、金銭も入れていたであろう堅牢な家具である

昔の書類をこの中に入れて保存しているが、寛政二年の拾反帆船

の船手形、庄屋格仰付られた書付け、質物差出家屋敷証文、人別送り一札など珍らしい文書がある

人別送りの一札は町内役人のと旦那寺の一札を貰つて行かねば転居や嫁入は出来なかつた、この人別送りは町内役人の発行した文書である

人別送り一札之事
一町内借屋人泉屋治助方二借家泉屋利助と申当六十四才ニ罷成候もの其御村赤路太郎兵衛方江引込り候とか申出候二付人別差出申候右利助義諸掛り合等無御座候間以来其御村方人別江御加入罷成候為後日人別送り一札仍如件
堺大丁浜
嘉永五子年八月
役人 ㊦

泉州日根野郡
岡田村御役人 中
これを包装していた紙には「堺町内 送り入」とし
和泉屋利助 寺
であつた。

